Q3 番号制度の基本的な仕組みを教えてください

(1) 付　番

番号制度の仕組みとして、まず、付番、番号をふる必要があります。全ての個人及び法人に対して（悉皆性）、重複することのない番号（唯一無二性）をふることとなります。番号制度では、個人に対しては、市町村長が12桁の個人番号を、また法人に対しては、国税庁長官が13桁の法人番号を通知することとなります。

個人番号は、数字で表記され、目で見ることや転記することが可能な番号です。プライバシーを守るためには、情報通信技術を活用して、番号を見えない形にするなど、他人に知られないものとすべき、と思われるかもしれませんが、個人番号は、様々な行政分野で使われると同時に、企業と従業員と税務署といった民間を含めた様々な関係者の間でやりとりされるため、当事者間で伝達できるように、目に見える番号である必要があります。

一方、法人番号については、プライバシーの問題は生じませんので、法人番号の一覧表自体が公開される予定です。

(2) 情報連携

番号制度の基本的な仕組みの第２番目は、番号を活用して、複数の機関に存在する同一の個人の情報を相互に活用し、利便性や効率性を向上させる情報連携の仕組みです。番号制度の目的を実現するための、最も重要な仕組みといえます。一方で、情報連携を無制限に認めてしまっては、プライバシーの確保が難しくなってしまいます。そこで、番号法では、情報連携が認められる事務を法律で明記するととも

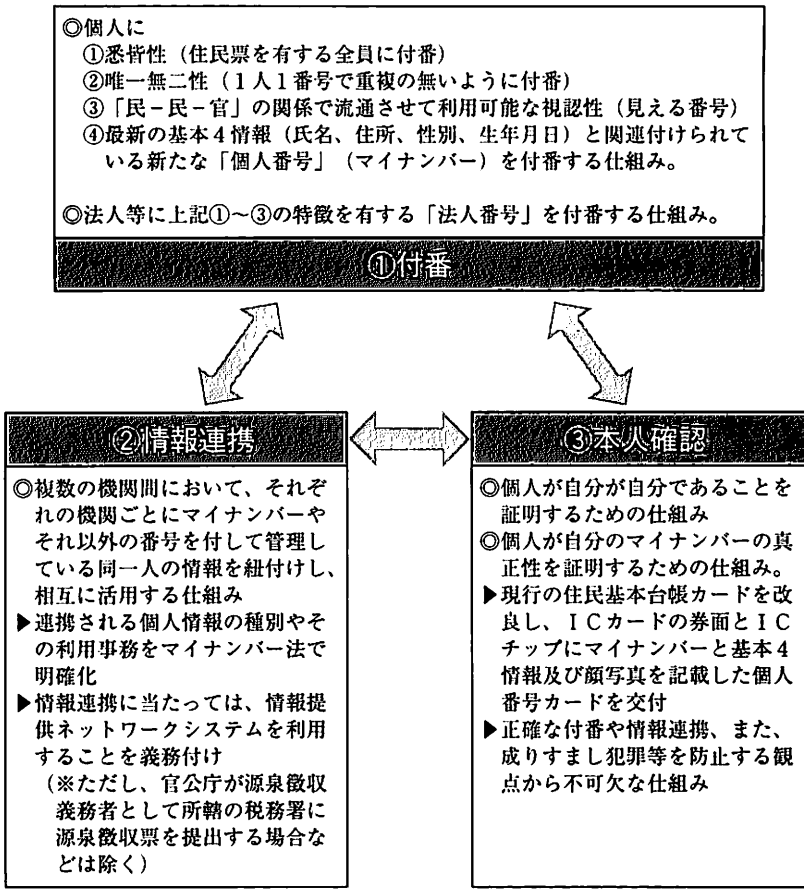
に、情報連携は国が管理する「情報提供ネットワークシステム」を通じて行うこと、情報連携を行う際には、直接、個人番号を使うのではなくその都度生成される符号を使うこと、情報連携を行った記録を残し照会を可能とすること、などを定めています。

(3) 本人確認

もうひとつ番号制度の基本的な仕組みとして、本人確認の仕組みが必要になります。私たちの日常生活でも、例えば、銀行口座を開設するとき、郵便局で書留を受け取るとき、レンタルビデオ店で会員になるとき、など様々な場面で本人確認が求められることがあります。本人確認がしっかりと行われなければ、いわゆる「なりすまし」によって、本人以外の他人に悪用されてしまう危険があるからです。

番号制度は、社会保障や税という私たちの生活に直結する国を支える制度の基盤ですから、本人確認の仕組みも厳格に行う必要があります。そこで、番号制度では、本人確認のために顔写真とICチップが付いた個人番号カードを交付することとなっています。個人番号カードは、対面で本人の個人番号を確認する際に使用されるほか、インターネットを通じて行政手続を行う際に、本人かどうかを電子的に認証するためにも用いられる予定です。もちろん、これまで運転免許証を持たない方が、日常生活で本人確認を求められた時にも使うことができます。

【番号制度の仕組み】



＜出典　政府番号制度創設推進本部資料＞

Q26 「個人番号カード」とは何ですか。これまでの住基カードと違うのですか

個人番号カードは、現在住民基本台帳法に基づいて交付されている住民基本台帳カード（以下、「住基カード」といいます。）を改良したICカードです。

ICカードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真、その他政令で定める事項（個人を識別するもの）が記載され、また、ICチップには、これらの券面記載事項その他総務省令で定める事項（カード記録事項）が電磁的方法により記録されます。しかも、権限を有する者以外の者による閲覧や改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられます（番号法2⑦）。券面記載事項以外のカード記録事項としては、「公的個人認証サービス」の組込みが考えられます。

個人番号カードの導入に伴い、住民基本台帳法における住基カードに関する規定は削除され、個人番号カードの利用等に関する規定が創設されました（整備法19）。したがって、住基カードは平成28年１月以降新たに発行されなくなります。

なお、個人番号カードには、有効期間があり（番号法17⑧）、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失い（番号法17⑥）、失効した個人番号カードは、住所地の市町村長に返納しなければなりません（番号法17⑦）。

Q39　災害時の支援などで個人番号はどのように利用されますか

社会保障・税番号制度の検討中に起きた東日本大震災の経験を踏まえ、番号制度は大規模災害時に大きな役割を果たすように作られています。具体的には、防災福祉の観点から、以下のような取組みに活用することができます。

(1)　災害時要援護者リストの作成及び更新

要介護認定や障害等級等の情報等、分野横断的に要援護者の情報を集約できるとともに、各種個人情報に変更等が生じた場合にも迅速なリストの更新が可能となります。また、他市町村からの転入者が要援護者であった場合、市町村を越えての情報のやり取りが容易になります。

さらに本人同意の下で、服薬情報等もリストに掲載し、医療機関等とも連携を図ることができれば、仮に震災等の災害が起きたときにも、避難所等への効率的な医薬品配給や医療を提供することができます。

(2)　災害時の本人確認

被災した住民が避難所等で自己の基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）及び個人番号を告知することにより、迅速に避難者リストを作成することができます。

さらに、地方公共団体の独自の取組みとして、本人の同意を前提に、顔写真データを地方公共団体が保有する仕組みを設けることも考えられます。

(3) 医療情報の活用

災害に伴いかかりつけの病院が被災し、個々人の医療情報が滅失する可能性がありますが、災害時における特段の措置として、保険者が保有するレセプト情報を医療機関等が個人番号をもとに確認できるようにすれば、継続的、効果的な医療支援を行うことができます。

(4) 生活再建への効果的な支援

被災者生活再建支援金等の申請に当たって、必要な証明書等の添付書類が不要になるなど支援金等の迅速･適正な支給が可能になります。また、援助対象者を長期にわたって把握することが可能になることから、被災地市町村から転出した場合にも、必要な支援を継続して行うことが可能になります。

さらに、震災等の異常事態発生時には、金融機関から被災者への預金の払戻し等を個人番号を活用してスムースに行うこともできるようになります。